## (お知らせ)

# オゾン層保護対策推進月間の取組について

平成26年8月29日(金) 環境省地球環境局地球温暖化対策課 フロン等対策推進室

代 表 03-3581-3351 直 通 03-5521-8329

室 長 熊倉 基之(内6750) 補 佐 米倉 隆弘(内6751)

9月はオゾン層保護対策推進月間です。

1987年9月16日に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されたことにちなんで、毎年9月1日~30日の1か月間を「オゾン層保護対策推進月間」として、国、地方公共団体等において、オゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動を集中的に行っています。

オゾン層は太陽光からの有害な紫外線を吸収して、地上の生物を守っていますが、 フロン類はこのオゾン層を破壊し、なおかつ地球温暖化も促進してしまう化学物質で す。フロン類を大気中に排出しないための対策は、オゾン層保護のみならず地球温暖 化防止のためにも大変重要であり、月間においては、その対策への協力と理解の浸透、 取組の促進に努めていきます。

#### 1 . オゾン層保護対策推進月間における環境省の取組

# (1)ポスター「オゾン層保護対策推進月間(2014年9月1日~30日)」による啓発

有害な紫外線から地球上の生命を守るオゾン層の重要性を訴え、地球温暖化防止のための取組としても重要なオゾン層保護対策の推進を呼びかけるためのポスターを、経済産業省等関係省庁と協力して作成しています。ポスターでは、エアコンや冷凍・冷蔵庫に含まれるフロン類が大気中に放出されるとオゾン層破壊や地球温暖化の原因となること、法律に基づきフロン類を回収しなければならないこと、フロン類を用いない製品(ノンフロン製品)を選択すべきことなどについて記載しており、地方公共団体、国の出先機関、業界団体等に配布し、掲示します。

ポスター (<a href="http://www.env.go.jp/earth/ozone/month/index.html">http://www.env.go.jp/earth/ozone/month/index.html</a>)

# <u>(2)パンフレット「オゾン層を守ろう 2014」の配布</u>

一般の方への周知、学校教育、環境イベント等で活用していただくため、オゾン層破壊の状況、紫外線による影響とその対策、フロン類に関する情報、モントリオール議定書等の国際的な取組の動向、地球温暖化への影響、私たちが取り組めることなどをわかりやすく解説したパンフレット「オゾン層を守ろう 2014」を地方公共団体、関係業界等に配布します。

パンフレット (http://www.env.go.jp/earth/ozone/pamph/index.html)

#### (3)ホームページを通じた広報

環境省ホームページ上に、オゾン層保護対策推進月間に関するページを設けて、上記 (1)(2)を含めて、各種普及啓発用資料を紹介しています。本ページから普及啓発 用資料を自由にダウンロードしていただけます。

また、国連環境計画 (UNEP) が公表した「Questions and Answers about the Environmental Effects of the Ozone Layer Depletion and Climate Change: 2010 Update)」をもとに作成した「オゾン層に関するQ&A」を掲載しています。こちらも併せて御覧ください。

オゾン層保護対策推進月間のページ

( http://www.env.go.jp/earth/ozone/month/index.html )

オゾン層に関するO&Aのページ

( http://www.env.go.jp/earth/ozone/qa/index.html )

#### (4)関連行事への協力

日刊工業新聞社主催の「第17回オゾン層保護・地球温暖化防止大賞」を後援しており、9月9日(火)の贈賞式において、フロン等対策を通じ、オゾン層の保護や地球温暖化防止に顕著な功績を挙げた団体・企業等に環境大臣賞を贈賞する予定です。

#### 2. オゾン層保護対策推進月間における地方公共団体の取組

各地方公共団体において、オゾン層保護の意義について周知を図るため、イベント会場や庁舎でのパネル・ポスターの掲示、啓発資材・パンフレット等の配布、ホームページやメールマガジン、新聞、ラジオ、広報誌などを利用した広報、フロン回収事業者への講習会等が行われ、オゾン層保護の重要性やフロン類の適切な回収・破壊を呼びかける取組が実施されます(別添参照)。

#### 3.私たちにできる取組(皆様へのお願い)

エアコンや冷凍・冷蔵庫の冷媒などに用いられているフロン類が大気中に放出されると、オゾン層破壊の原因となります。また、フロン類は種類によって二酸化炭素の数百倍から一万倍超の強い温室効果を持つため、地球温暖化防止の観点からも放出を抑える取組が重要です。オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のために、法律に基づきフロン類を適正に回収する必要があります。

また、使用中の冷蔵・冷凍・空調機器からの冷媒フロン類の漏れがかなり多いことが 判明しています。効きが悪くなった場合には、単に冷媒を補充するだけでなく、機器か ら冷媒が漏れていないか、信頼のできる専門業者によく点検、修理してもらうことが重 要です。

さらに、最近では、フロン類を用いない製品(ノンフロン製品)の開発・普及が進んでいます。ノンフロン製品を選択することはオゾン層保護及び地球温暖化防止につながる大変有意義な取組です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 平成26年度オゾン層保護対策推進月間における地方公共団体の取組(計画)

都道府県 政令指定都市名	実施項目	実施内容	趣 旨(目的、ねらい、対象者など)
北海道	ポスター、パンフレットの掲示・配布	ポスター、パンフレットの道関係機関において掲示・配布するとともに、市町 村及び事業者(登録回収業者)へ配布する	道民、事業者等へのオゾン層保護等に関する普及啓発
		道ホームページ及びメールマガジン等において、オゾン層保護対策推進月 間について周知	道民、事業者等へのオゾン層保護等に関する普及啓 発
青森県	ポスター・パンフレットの配布	オゾン層保護対策推進月間等に関するポスターとパンフレットを配布	(対象) 各市町村、各業界団体等
	県ホームページ及びメルマガによる広報	県ホームページ及びメルマガでオゾン層保護対策推進月間を紹介	(対象) 事業者、県民等
岩手県	ポスター・パンフレットの配布	県内市町村、岩手県フロン等回収推進協議会構成員、 県関係各課・出先機関へポスター、 パンフレット配布	関係機関・団体、事業者、県民等に対し広く普及啓発
	ポスターの掲示	県庁庁舎内に掲示	県民等に対し広く普及啓発
	広報活動 	県ホームページ及びメールマガジンへ記事掲載	事業者、県民等に対し広く普及啓発
宮城県	ポスターの掲示とリーフレットの配布 (オゾン層保護)	・県関係機関におけるポスター,リーフレットの掲示・陳列 ・市町村,関係団体へ配布	県民全体へのオゾン層保護に関する普及啓発 
秋田県	ポスター、パンフレットの掲示・配布 ホームページによる広報	・県(本庁、出先機関)・市町村・関係機関にポスター、パンフレットを配布 ・環境関連イベントでのポスター、パンフレットの掲示・配布 県ホームページでフロン回収・破壊法について広報	県民・事業者に対し、普及・啓発を図る 県民・事業者に対し、普及・啓発を図る
山形県		<u> </u>	宗氏・事業有に対し、盲及・音光を図る 市町村等自治体関係機関、関係事業者・団体、県民 への法制度の周知、オゾン層保護対策の普及啓発を 図る。
		環境省及び経済産業省の関連ホームページを紹介 ホームページのフロン回収・破壊法の説明	一般県民・関係事業者に対して、インターネットにより オゾン層保護対策の周知を図る。
福島県	ポスター・パンフレットの配布及び掲示 県ホームページでの広報	オゾン層保護月間に関するポスター、パンフレットの配布及び掲示ホームページのフロン回収・破壊法の説明	県民への周知 県民、事業者への普及啓発
茨城県	ポスターの掲示、パンフレットの配布	市町村, 県関係機関へポスター及びパンフレットを配布	県民,事業者に対する普及啓発
	県ホームページでの広報 ポスターの掲示及びパンフレットの配布	環境省及び経済産業省のホームページへのリンク掲載 ・県庁舎・出先機関でポスターを掲示し、窓口等でパンフレットを配布 ・市町や関係機関へポスター・パンフレットを配布	<u>県民,事業者に対する普及啓発</u> 事業者・県民に対する普及啓発
栃木県	県ホームページによる広報	県ホームページでオゾン層保護対策推進月間を紹介し、環境省・経済産業 省へのリンクを掲載	事業者・県民に対する普及啓発
	庁内エレベーターへの表示	県庁舎のエレベーター内の液晶ディスプレイを利用し来庁者へ普及啓発を 図る	来庁者に対する普及啓発
	ポスター・パンフレットによる広報	市町村、県関係機関、フロン回収事業協会、建設業協会、電気工事工業組合等への周知	市町村、県関係機関、フロン回収事業協会、建設業協会、電気工事工業組合等への周知
群馬県	フロン回収技術講習会の実施(群馬県フロン回収事業協会と共催)	・フロン回収破壊法について ・フロンと地球環境について ・フロンの回収技術と破壊処理について ・修了試験 ・回収業者の登録等について	(対象) フロン回収業者として登録しようとする者及び 業者登録している事業所に所属し、フロンの回収に従 事する者
	ホームページによる広報	オゾン層保護対策推進月間について県ホームページに掲載	県民に対する周知、啓発
	専門指導員による啓発	群馬県フロン回収事業協会に配置した指導員が、関係業者を個別に訪問 し、啓発指導を実施	関係業者(県建設業協会、建物解体業者、電気工業 工事組合等)への啓発
	出前講座の実施	オゾン層保護問題に興味を持つ団体等からの要望に応じ、講演会等の講師として課員を派遣	県民に対する周知、啓発 
	県ホームページでの情報提供	・埼玉フルオロカーボン(FC)通信(協議会会報)の県ホームページでの公開 ・環境省及び経済産業省の関連ホームページのリンク掲載	事業者・県民に対する普及啓発
埼玉県	ポスター、パンフレットの配布	・関係団体及び各市町村にポスターやパンフレットを配布 ・県庁舎内でのポスター掲示	事業者・県民に対する普及啓発
	広報媒体を活用した啓発	・県ホームページに、「9月はオゾン層保護対策推進月間」を掲載 ・ケーブルテレビに、オゾン層保護対策推進月間についての静止画像掲載	事業者・県民に対する普及啓発
千葉県	啓発用ポスターの掲示及びパンフレットの 配布	県内54市町村、10地域振興事務所、関係団体にポスターを掲示するととも に、パンフレットの配布	県民、事業者並びに市町村及び県の担当者に啓発を 図る
東京都	ポスターの掲示、パンフレットの配布	・区市町村の環境関連課窓口等でのポスターの掲示、バンフレットの配布・登録申請窓口でのポスターの掲示、バンフレットの配布	事業者、都民等への周知
	Twitterによる広報 ポスターの掲示及びパンフレットの配布	・オゾン層保護対策推進月間についてTwitter発信 県機関、県内市町村、業界団体等でのポスターの掲示及びパンフレットに	事業者、都民等への周知
神奈川県	県ホームページでの広報	宗城病、宗内印画が、秦外回呼等とのホステーの境ホ及のパンテレッドに 配布 オソン層保護対策推進月間について県ホームページに掲載	果民への周知
		関係機関へのポスター及びパンフレットの配布、県庁舎におけるポスターの	
新潟県	ホームページによる広報	<u>掲示</u> オゾン層保護対策推進月間について県ホームページに掲載	県民への周知
富山県	普及啓発ポスター、パンフレットの配布・掲 示	左記ポスター及びパンフレットの配布・掲示	事業者、業界団体、県民等に対する、オゾン層保護に 関する普及啓発
田山示	報提供	オゾン層保護及び地球温暖化対策の普及啓発	県民に対し、オゾン層保護と地球大温暖化対策の重要性を周知
石川県	ラジオ放送 普及啓発パンフレット・ポスター(環境省・ 経産省)の配布及び掲示	オソン層保護対策推進月間及びフロン回収破壊法を周知する。 左記パンフレット及びポスターを各市町、県関係課、業界団体に配布し、普及啓発する。	<u>県民</u> 業界団体 県民
福井県	だとフレット配布・ポスター掲示	及音を9 5。 県関係機関。市町庁舎等でのパンフレット設置、ポスター掲示 関係団体へのパンフレット配布	プロン回収業者等に広報・通知
山梨県	パネル展示 ポスター、パンフレットの配布、掲示	見庁舎でのパネル展示 県関係機関、市町村等へのポスター、パンフレットの配布、掲示及び解体 工事登録業者等へのパンフレットの配布	県庁来訪者に対する周知・啓発 県民、事業者に対する周知、啓発
ENTIR		オゾン層保護対策推進月間について県ホームページに掲載 ポスター、パンフレットを関係団体、市町村、県関係機関等に配布・掲示	県民に対する周知、啓発 県民に対するオゾン層保護、地球温暖化対策の啓発
長野県	( , , , , , , , , , , , , , , , , ,	The second secon	The state of the s

都道府県 政令指定都市名	実施項目	実施内容	趣 旨(目的、ねらい、対象者など)
	各種媒体を使った周知啓発	地上デジタル放送・データ放送や県政ラジオ番組においてオゾン層保護対 第1-16-2 国和政教	(対象)県民
岐阜県	普及啓発パンフレット・ポスターの配布及	策に係る周知啓発 県及び市町村庁舎等でポスターを掲示	(対象)県民
静岡県	び掲示 オゾン層保護推進月間広報	・ポスターの掲示	県民、県内市町への周知
	プロン回収技術者講習会(8月26日) (静岡県フロン回収促進連絡会議 主催)	- パンフレットの配布 参加者80名(予定) 研修項目 - フロン回収・破壊の促進 - フロン回収作業	(対象)フロン類回収業者及び技術者としての知見を 取得しようとする者
愛知県	オゾン層保護キャンペーンの実施	・フロン回収破壊法 など ・金山総合駅における大型映像装置で啓発映像の放映	県民に対する周知、啓発
	ポスター・パンフレットの配布及び掲示	・啓発資材を活用し、フロンの適正処理等について周知・啓発 県関係機関(県庁、出先機関)等でのポスター掲示及びパンフレットの配布	県民に対する周知、啓発
	オゾン層保護推進大会の実施(10月)	・オゾン層保護等に係る講演会を開催	愛知県フロン回収・処理推進協議会員、県内市町村 職員、一般県民に対する周知・啓発
三重県	啓発用ポスターの掲示及びパンフレットの 配布	各市町及び県関係施設でのポスターの掲示及びパンレットの配布	県内市町、県民への周知
滋賀県	パンフレット、ポスターの配布及び掲示	オゾン層保護推進月間のポスター及び各種パンフレットを各市町、 県関係 各課に配布	県民への周知
京都府	展示コーナーでの展示 広報紙・ホームページでの広報 府庁舎でのポスターの掲示、パンフレット の配布、電光掲示板での掲示	府庁ロビー展示コーナーに、パネル・ポスター・パンフレットを展示ホームページに、'9月はオゾン層保護月間である」ことを掲載。府庁及び保健所に啓発ポスターを掲示。市町村、事業者及び府民へパンフレットを配布。府庁等に設置の電光掲示板に、'9月はオゾン層保護月間であることを掲示。	来庁者への啓発 府民への啓発 来庁者、事業者、市町村への啓発
大阪府	ポスター、パンフレットの配布		府民等への周知
兵庫県	ホームページによる広報 広報誌の発行	オソン層保護対策推進月間について府ホームページに掲載 兵庫県フロン回収・処理推進協議会で広報誌等を作成し、各事業者及び団体への周知を図る。また、広報誌を同協議会のホームページに掲載する。	府民等への周知 対象者:兵庫県フロン回収・処理推進協議会の会員 (主な構成員) ・業務用冷凍空調関係事業者及びその団体 ・消費生活関係団体 ・プロン破壊業者 ・行政機関
	ポスター、パンフレットによる普及啓発	県及び市町関連施設での啓発ポスターの掲示、およびフロン回収業者等 へのパンフレットの配布。	対象者:一般県民、フロン回収業者等
奈良県	ポスター掲示、パンフレット配布	・ポスター掲示(市町村環境担当課、県出先機関) ・パンフレット配布	関係機関、県民への周知
和歌山県	ホームページによる啓発活動 普及啓発活動	奈良県の環境情報サイト「エコなら」にてオゾン層保護を紹介 ポスターの掲示及びパンフレットの配布	県民への啓発 市町村、県民への周知
鳥取県	普及啓発	ポスター掲示、パンフレット配布	市町村、宗氏への周知市町村、一般県民等への普及啓発
島根県	ポスター・パンフレットの掲示及び配布による普及啓発活動	ポスター・パンフレットを関係団体、市町村及び県関係機関への配布	県民・事業者への普及啓発
岡山県	オゾン層保護対策の普及啓発 フロン類の適正回収の推進	オゾン層保護について、ポスター及びパンフレットを県関係機関及び市町村 へ配布するとともに、ラジオ広報にて取組を紹介 フロン回収破壊法の内容について県のホームページやパンフレット等によ	県民へのオゾン層保護対策の周知 事業者へのフロン回収破壊法の周知
	ポスター・パンフレットの配布	る周知  市町等関係機関へポスター・パンフレットを配布	市町等関係機関へ来庁する事業者・一般県民への普
広島県	県ホームページによる啓発	県ホームページに環境省及び経済産業省の関連ホームページをリンクし掲	及啓発 事業者・一般県民に対してオゾン層保護を周知
山口県	オゾン層保護に関する普及啓発	戦 ポスター及びパンフレットを各市町及び県関係課、事業者へ配布	(対象)県民、事業者
徳島県	パンフレット、ポスターの掲示による普及啓 発活動	オゾン層保護対策推進月間に関するポスター、フロンガス排出の削減・オゾン層保護等 大気環境の保護の推進に係る配布物の掲示、配布による普及啓発活動	県民(県民、事業者、行政機関等)への晋及啓発 
香川県	パンフレット・ポスター等の配布及び掲示	及首兆店動 オゾン層保護対策推進月間のパンフレット・ポスターの配布及び掲示	関係行政機関、関係団体等への普及啓発
愛媛県	普及啓発事業	オゾン層保護対策推進月間に合わせ、各市町や関係団体等の協力を得 て、ポスター貼付やパンフレット配布など、周知啓発	県民への周知啓発
高知県	パンフレット、ポスター配布及び掲示	オソン層(共議対策推進月間に合わせ、各市町村、県関係課(県内5ヶ所の福祉保健所)にポスター、パンフレットを配置	県民·県内事業者への周知
	普及活動	・ポスター提示 ・パンフレット配布	市町村、保健福祉環境事務所、業界団体等への周知
福岡県	啓発活動	環境イベントに併せてパネル展示、パンフレット配布等の実施。福岡市(10月)	県民等への周知
佐賀県	普及事業	ポスターの掲示及びパンフレットの配付(市町、県関係機関)	フロン回収破壊法及びオゾン層保護月間の周知(県民)
長崎県	パンフレット、ポスターの配布及び掲示	・県未来環境推進課、各県立保健所及び各市町にてポスターの掲示 ・県未来環境推進課及び県立保健所の窓口にパンフレットを設置	関係業者、県民への周知
	ポスターの掲示	オゾン層保護対策推進月間のポスター掲示を、本庁及び各保健所10か 所において実施し、普及啓発を図る。	保健所を通じて、関係業者のみならず来庁者全体へ の普及啓発を図る。
熊本県	パンフレットの配布	パンフレット配布による啓発活動。パンフレットは関係業者への登録通知 書の配布に際して同封する。	関係業者へ送付することで直接的な周知を図る。
	パンフレットの配布	研修会などに際し、関連業者に配付する。	フロン類の関係業者のみならず建設業関係者などへ配布することで、普及啓発を図る。
大分県	啓発活動	ポスターの掲示及びリーフレットの配布	県内の市町村と保健所、建り法申請窓口にポスターを 掲示するとともに、パンフレットを配布することでオゾン 層保護を広く周知
宮崎県	オゾン層保護対策推進月間の周知	オゾン層保護対策推進月間のポスター掲示、パンフレット配布等と周知	県民、事業者への周知
鹿児島県	ポスター、パンフレットの配布	・オゾン層保護対策推進月間のポスターを庁内に掲示 ・県関係機関、市町村、関係団体にポスター及びパンフレットを配布	
沖縄県	ポスター、パンフレットの配布及び掲示	・オソン層保護に関するポスター、パンフレットの配布及び掲示	フロン回収・破壊、オゾン層保護対策に関する普及啓発 発 (対象)県内市町村、第一種フロン類回収業者、建設 業者、解体工事業者等
	メディア等広報	・ラジオ、テレビのメディアやパネル展(県庁ロビー)での広報・県ホームページにてオゾン層保護対策月間の紹介	来旬、肝体上事来自号 オゾン層保護、フロン類回収・破壊に関する普及啓発 (対象)県民、事業者

都道府県 政令指定都市名	実施項目	実施内容	趣 旨(目的、ねらい、対象者など)
札幌市	パンフレットの配布	窓口等での配布	市民、事業者への啓発
	ポスターの掲示	庁舎内に掲示	市民、事業者への周知
仙台市	パンフレットの配布	窓口等にて配布	市民、事業者への啓発
	ポスターの掲示	窓口周辺に掲示	市民、事業者への周知
さいたま市	パンフレットの配布	窓口にて配布	市民・事業者への啓発
	ポスターの掲示	窓口周辺に掲示	市民・事業者への周知
	パンフレットの配布	窓口にて配布及びフロン類回収業者への送付	市民・事業者への啓発
	ポスターの掲示	窓口周辺に掲示	市民・事業者への周知
横浜市	パンフレットの配布	窓口等で配布	市民、事業者への啓発
惧,共巾	ポスターの掲示	窓口周辺等に掲示	市民、事業者への啓発
川峽士	ポスターの掲出	庁舎内にオゾン層保護に関するポスターを掲示	市民、事業者への啓発
川崎市	パンフレットの配布	オゾン層保護に関するパンフレットを窓口にて配布	市民、事業者への啓発
相模原市	ポスター掲示	庁舎内にポスターを掲示	市民・事業者に対する啓発
伯悮原巾	パンフレットの配布	啓発パンフレットを窓口で配布	市民・事業者に対する啓発
新潟市	パンフレットの配布	市役所,区役所等の窓口で配布	市民・事業者への啓発
<b>新海巾</b>	ポスターの掲示	市役所,区役所等の庁舎内に掲示	市民・事業者への周知
# E E	ポスターの掲示	環境総務課の窓口に掲示	市民・事業者等に対する啓発
静岡市	パンフレットの配布	環境総務課の窓口で配布	市民・事業者等に対する啓発
浜松市	パンフレットの配布	窓口にて配布	市民・事業者に対する啓発
洪松巾	ポスターの掲示	庁舎内に掲示	市民・事業者に対する啓発
7.1.D.1	ポスターの掲示	環境部局の窓口において掲示	市民、事業者への周知
名古屋市	パンフレットの配布	環境部局の窓口において配布	市民、事業者への周知
京都市	啓発活動	ポスター掲示, パンフレット配布	市民·事業者を対象に,オゾン層保護対策の周知を図る。
大阪市	ポスター掲示及びパンフレット配布	窓口等に推進月間のポスターを掲示、パンフレットを配布	市民・事業者への普及啓発
堺市	ポスター掲示及びパンフレット配布	環境部局の窓口において推進月間のポスターを掲示し、パンフレットを配布	市民・事業者へのオゾン層保護と地球温暖化防止に 向けた啓発
神戸市	ポスター掲示及びパンフレットの配布	窓口におけるポスターの掲示及びパンフレットの配布	市民・事業者への普及、啓発
岡山市	ポスター掲示及びパンフレットの配布	ポスター掲示及びパンフレットの配布	市民、事業者への啓発
	ポスターの掲示及びパンフレットの配布	窓口におけるポスターの掲示及びパンフレットの配布	市民、事業者への周知
	ポスター掲示およびパンフレット配布	ポスター掲示およびパンフレット配布	市民・事業者への啓発
	ポスター掲示及びパンフレット配布	ポスターの掲示及びパンフレットの配布	市民・事業者に対する啓発
1-7 -7 11 1	ポスター掲示及びパンフレットの配布	担当課のカウンターにおいてポスターの掲示とパンフレットの配布を行う。	市民・事業者への啓発

## 1.オゾン層保護に関する国際的な取組

フロンは人工的に発明・製造された物質で、化学的に安定し、毒性が無い等の利点から、冷蔵庫やエアコンの冷媒、建材用断熱材の発泡、スプレー噴射剤、半導体の洗浄剤等、幅広く使われてきました。1974年に米国のローランド博士らが、有害紫外線を吸収しているオゾン層がフロンによって破壊されるメカニズムを発見し、有害紫外線の増加によって人や生態系に影響が生ずる可能性を指摘しました。また、1982年に日本の南極観測隊が南極上空のオゾン全量の異常減少を確認し、1985年には南極上空におけるオゾンホールの形成が確認されました。

これらの状況を踏まえ、国際的な議論の下、1985年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択され、1987年9月16日に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されました。この議定書では、フロン等の生産・消費を種類別、先進国・途上国別に段階的に削減することを定めています。例えば、CFC(クロロフルオロカーボン)は先進国では1996年までに、途上国では2010年までに、また、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)は先進国では2020年までに、途上国ではHCFCは2030年までに、全廃することとされています。

モントリオール議定書に基づく世界的な取組により、フロン等のオゾン層破壊物質の生産量・消費量は大幅に削減され、フロン等規制は大きな効果を上げました。しかし、南極域上空のオゾンホールは、未だにほぼ毎年のように大規模に形成され、現時点でオゾンホールの規模に縮小の兆しがあるとはまだ言えず、依然として深刻な状況が続いています。

# 2. 我が国のオゾン層保護に関する取組

我が国は、1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)を制定・施行し、ウィーン条約及びモントリオール議定書に加入しました。同法により、既に CFC は 1996年に全廃、HCFC は基準量の 10%以下に消費量を削減しており、2020年までに全廃することとしています。また、同法に基づき、環境省では、オゾン層の破壊の状況や大気中のオゾン層破壊物質の濃度変化の状況を監視し、「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」として毎年とりまとめ、公表しています。

フロン等の生産・消費規制により、オゾン層の破壊は食い止められつつありますが、 冷凍・冷蔵・空調機器の冷媒等として既に世の中に出回っているフロンの回収・破壊 を確実に行うことにより、オゾン層の回復を一層促進することができます。

このため、わが国では、2001 年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)を制定し、CFC と HCFC のみならず、オゾン層は破壊しないものの強い温室効果を持つ HFC (ハイドロフルオロカーボン)を対象として、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器からの冷媒フロン類 (CFC、HCFC、HFC)の回収・破壊を義務づけています。そのほか、家庭用エアコン・冷蔵庫については家

電リサイクル法、カーエアコンについては自動車リサイクル法により、フロン類の回収が行われています。

## 3.地球温暖化防止のためのフロン等対策

フロン類は、二酸化炭素の数百倍から一万倍超の強い温室効果を持ち、例えば、家庭用エアコンには約2,000kg、スーパーなどに設置されている冷蔵ショーケースには約40,000kg もの CO2 に相当するフロン類が、冷媒として充填されています。地球温暖化防止の観点からも、フロン等対策は重要です。

具体的には、機器の廃棄時や整備時に冷媒フロン類を回収・破壊することが必要です。また、冷媒フロン類は、機器の廃棄時だけでなく使用中にも漏れなどによって相当程度排出されることが判明しています。このため、環境省では使用時排出抑制についての啓発をパンフレットの作成、配布などを通じて行っています。

そのほか、代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進も必要です。例えば、フロン類を用いないノンフロン製品の開発・普及が進んでいます。家庭用の冷蔵庫ではイソブタン、業務用の冷凍・冷蔵機器の一部ではアンモニアや二酸化炭素等が代替冷媒として利用されるとともに、ダストブロワー(ほこり飛ばしスプレー)、断熱材等についてもフロン類を使わないもの(ノンフロン)が実用化されているものがあります。これらについて、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく国等の積極的な調達、業務分野における導入補助、普及啓発等により導入を促進しています。

地球温暖化対策としては、これまで「京都議定書目標達成計画」において代替フロン等3ガスの排出抑制目標を定め、産業界による行動計画の進捗状況のフォローアップ、HFC などに代わる代替物質の開発、断熱材発泡剤・スプレー(エアゾール製品)等のノンフロン化の促進などを進めてきました。

その結果、HFCを始めとする代替フロン等3ガスの排出量については、産業部門を中心に削減が進んできましたが、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に増加傾向にあります。また、廃棄時冷媒回収率は依然3割程度で推移しています。加えて、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明しました。

このため、フロン類のライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、 平成 25 年通常国会においてフロン回収・破壊法が改正されました。これにより、法 律名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、現行法に 基づく業務用冷凍空調機器の廃棄時や整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹 底に加え、新たに、フロン類又はフロン類使用製品の製造段階における規制、業務用 冷凍空調機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じることとなっ ており、平成 27 年度に施行されます。

今後、ガスメーカー、機器・製品メーカー、機器ユーザー、その他の関係者(回収業者、破壊業者、施工・メンテナンス業者)等において、それぞれの立場で対応することが求められます。